平成２５年（フ）第１８２６号
大阪市東淀川区豊新１丁目12番６号　東峰レジデンス21号、前住所大阪市東淀川区大桐２丁目６番８号　メゾン大桐403号
債務者　岡元　勇二
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３４号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地７　301号棟205号室
債務者　堀井　智彦
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９号
山口県周南市大字大河内700番地の428
債務者　松井　博美
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第４１号
山口市中市町２番38―203号　ベルエール中市、前住所山口市神田町３番２号
債務者　安冨　昭子（旧姓平原）
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６８６号
栃木県真岡市荒町４丁目39番地１
債務者　江連　仁子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４３号
栃木県宇都宮市針ケ谷１丁目２番12号　コーポ新田Ｂ102、前住所栃木県真岡市さくら４丁目５番地16　セレジェイラ103号
債務者　坂本　恵美
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６０号
栃木県塩谷郡塩谷町大字田所2481番地４
債務者　牧谷　実季（旧姓大上）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７１号
栃木県日光市瀬尾295番地
債務者　谷野幸太郎
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７５号
栃木県宇都宮市新里町甲154番地２、前住所栃木県日光市平ヶ崎222番地
債務者　三松　紀子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７９号
栃木県宇都宮市峰３丁目１番16号、前住所栃木県宇都宮市石井町3108番地５　垣内方
債務者　照沼真由美
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５２７号
横浜市南区清水ケ丘238番地１　コンフォール清水ケ丘３号棟510号室
債務者　加部　一宏
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５号
岡山市中区湊329番地21
債務者　森野　節子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２９号
岡山市中区八幡東町18番11号
債務者　山口　秀幸
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９７号
東京都武蔵野市吉祥寺北町４丁目３番11号リベロ102
債務者　山田　國代
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２２号
愛知県知立市南陽２丁目215番地　キャッスルコートウシダＢ208号
債務者　水野　直明
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月５日午前10時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３号
長崎県松浦市志佐町高野免98番地２　アクシス松浦103号、従前の住所長崎県佐世保市吉井町乙石尾98番地２
債務者　南　　良子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月13日午前11時
長崎地方裁判所平戸支部破産係